

○財務省告示第十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五條第十一項の規定に基づき、
 平成十四年十二月二十日に発行した割引短期国債
 の発行条件等を次のとおり告示する。
 平成十五年一月九日

財務大臣臨時代理

国務大臣 平沼 赳夫

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	
名称及び記号	発行の根拠法律及びその条項	発行方法	募入決定の方法	発行額	払込金額	額面金額の種類	発行行	発行価格	募入平均価格	償還期限	償還金額	元金支払	
割引短期国庫債券（第三百十九回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五條第一項	価格を競争に付して行われる入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。	額面金額で一兆四千九百九十九億六千万円	一兆四千九百九十八億七千四十一万二千四百円	千万円、五千万円、一億円及び十億円の四種	平成十四年十二月二十日	額面金額百円につき九十九円九	募価額 額面金額百円につき九十九円九	十九銭四厘	平成十五年十二月二十二日	償還金を支払う。 額面金額百円につき百円	日本銀行の本店、支店、代理店、

十五	十四		
払込期日	者入札参加	場	所
平成十四年十二月二十日	財務大臣から通知を受けた者	取扱店並びに取扱郵便局	国債代理店及び国債元金支払